

羽 曳 野 市 景 観 計 画

平成 26 年 10 月

羽曳野市

羽曳野市景観計画の施行にあたって



平素より市政に対しご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。羽曳野市では、このたび『羽曳野市景観計画』を策定し、施行する運びとなりました。本計画策定にあたり、ご尽力をいただいた景観審議会及び都市計画審議会の方々をはじめ、市民意向調査や住民説明会、パブリックコメント等に多大なるご協力をいただいた市民、関係団体及び関係機関の皆さま方に心から感謝申し上げます。

さて、羽曳野市は、本年4月1日から景観法に基づく景観行政団体へと移行し、これまで大阪府がおこなってきた景観行政事務を担うこととなりました。

それと同時に制定した景観条例に基づいて、新たに「景観審議会」を設置し、これまでの都市計画審議会における議論とあわせ、計画の施行に向けた手続きを進めて今日に至りました。

本計画におきましては、竹内街道沿いに往時の面影を残しており、本市のなかでもとくに歴史的なまちなみが受け継がれている駒ヶ谷の一部区域を、「歴史的街道景観形成重点区域」に位置づけさせていただきました。

さらに、本計画を通して、現在及び将来にわたる「市民共通の資産」として、市特有の景観資源を活かした良好な景観の形成を図っていくことで、快適な暮らしの環境を創造し、また市民文化の向上に資するとともに、古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取り組みをさらに推し進めてまいります。

今後とも「魅力あるまちづくり」に取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成26年10月
羽曳野市長 北川 嗣雄

目 次

第1部 基本的事項

序章 はじめに

- 1. 景観とは 1
- 2. 背景と目的 2
- 3. 景観計画の位置づけ 3
- 4. 景観計画の構成と使い方 4

第2部 景観マスタープラン編

第1章 羽曳野市の景観

- 1. 羽曳野市の景観の成り立ち 5
 - (1) 歴史・文化 5
 - (2) 自然 10
 - (3) 都市・市街地 13
- 2. 羽曳野市の景観資源 15
- 3. 羽曳野市の景観特性 17
- 4. 羽曳野市の景観構造 27

第2章 景観形成の考え方

- 1. 景観形成の理念と目標 29
 - (1) 景観形成の理念 29
 - (2) 景観形成の目標 29
- 2. 景観形成の方針 30
 - (1) 景観形成の基本方針 30
 - (2) 主体ごとの景観形成の方針 31
 - (3) 景観ゾーン・景観軸ごとの景観形成の方針 32

第3章 景観形成の進め方

- 1. 全体構成 33
- 2. 市全域のベースとなる景観形成 34
- 3. 特定の区域における重点的・優先的な景観形成 35
- 4. 景観資源の景観形成（保全・活用） 37
- 5. 公共施設の景観形成 38
- 6. 市民等の自主的な取組による景観形成 39
- 7. 地域プロモーションにつながる景観形成 40

第3部 景観形成方策編

第4章 景観形成の方策（景観法の施行に関する事項）

1. 良好な景観形成を図る区域	41
(1) 景観計画区域	41
(2) 景観形成促進区域および景観形成重点区域	42
2. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	47
(1) 景観計画区域における行為の制限	47
(2) 景観形成促進区域における行為の制限	54
(3) 景観形成重点区域における行為の制限	60
3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	65
(1) 景観重要建造物の指定の方針	65
(2) 景観重要樹木の指定の方針	65

第4部 資料編

1. 市民意向調査（市民の意識・景観形成への要望）	67
2. パブリックコメント	71
3. 策定委員会等	72